



【厚生年金基金】

『延滞金に係る規約の取扱いについて』

延滞金に関する取扱いにつきましては、平成21年5月18日付 すみしん年金事務ほっとニュースVol.56¹にてご連絡しておりましたが、今般、延滞金に係る規約の取扱いについて、詳細が判明したことから、ご連絡致します。(厚生労働省宛確認済)

(1) <http://www.sumitomotrust.co.jp/pen/e-mail/jimunews/090518jimuhotnewsvol56cho.pdf>

【延滞金に関する取扱いの概要】

	納期限の翌日から 3ヵ月を経過する日まで	左記期間経過後
改正後	年7.3% ⁽²⁾	年14.6%
現行	年14.6%	

(2) その年の特例基準割合⁽³⁾が年7.3%を下回る場合は、当該特例基準割合を適用します。平成21年は特例基準割合(年4.5%)が適用されることとなります。

(3) その年の特例基準割合：前年の11月30日を経過する日において日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。平成21年は年0.5%。

【規約に関する取扱い】

規約における延滞金に関する規定の有無にかかわらず、延滞利息については改正後の割合が適用されます。

具体的には次のとおりとなります。

- ・規約に延滞金に関する規定がない場合

規約変更は不要です。

- ・規約に延滞金に関する規定がある場合

規約において、「法第141条において準用する法第87条第1項から第5項までの規定により、延滞金を徴収する」との規定をされている場合は、規約変更は不要です。

ただし、入念的に、今般追加された法附則第17条の14の規定⁴を引用する規約変更を行うことも可能です。(規約変更を行う場合は、代議員会で議決のうえ、地方厚生(支)局長宛の届出が必要)

(4)特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、当該特例基準割合を適用すると規定した条文

【ご参考：法律・通知】

< 法律 >

<http://www.sumitomotrust.co.jp/pen/e-mail/pensionnews/090710grdasiuotekanpo.pdf>

< 通知 >

<http://www.sumitomotrust.co.jp/pen/e-mail/pensionnews/090710eigauotuetsuchi.pdf>

以上

